

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（ポイント）

1 評価の対象

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることとされている政策

2 評価の結果及び勧告

（1）政策の効果の発現状況

法の制定以降、国・地方公共団体等における体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇と潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果が見られるなど、法の制定による一定の効果が発現。ただし、以下の課題あり。

（2）勧告

①通報及び相談の効果的な実施の推進

通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努める。都道府県に対し、通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底。[内閣府]

②被害者の保護及び自立支援の充実

ア 就業の促進 被害者の就業促進施策の効果を測定する指標の設定、実績の定期的な把握。公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局と連携して業務を実施するよう指示。[厚生労働省]

イ 住宅の確保 被害者の公営住宅の入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供。優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、当該措置を導入するよう要請。[国土交通省]

ウ 子どもの就学 教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底。区域外就学を認める際の教育委員会における工夫事例を情報提供。[文部科学省]

エ 住民基本台帳の閲覧等の制限 閲覧等制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認は、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては、速やかに行うよう助言。[総務省]

③関係機関の連携の推進

連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言[内閣府]。連絡協議会への参加が少ない国の機関については、参加を検討するよう指示[厚生労働省]。既に当該指示を行っている場合には、指示の徹底[法務省]。連携マニュアルの作成等都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続[内閣府]。